

## 第76回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年9月25日(月) 午後2時35分から午後3時30分  
 開催場所 姫路市役所 北別館2階 中会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林 隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席	○	
6	船引政則	出席	○	
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田靡仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

## 議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 煙地転換届について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 議案第6号 令和5年度農地パトロール実施要領の策定について
- 議案第7号 姫路市農地利用最適化推進委員（北東部）の決定について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第4号 合意による解約等の通知について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について

(令和5年9月25日 午後2時35分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第76回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を岡本委員と船引委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案審議の順序についてですが、先に議案第7号を審議したいと思います。議案第7号「姫路市農地利用最適化推進委員（北東部）の決定」について、事務局より説明をしてください。

事務局 竹中政司推進委員の辞職に伴い、後任となる推進委員を8月25日から9月15日の間、推薦を依頼及び募集を実施しました。その結果、1名の推薦、1名の応募がありました。

定員を超えたので姫路市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第1条の規定に基づき、9月19日に選考委員会を開催いたしました。

その結果、長尾直樹氏を推進委員候補とすることが適當であると報告がありましたので、長尾氏を推進委員候補として議案上程しています。

委嘱期間は、令和5年10月1日から令和8年7月31日までとなります。

説明は以上です、長尾直樹氏を推進委員として委嘱することの可否についてご審議願います。

議長 有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、長尾直樹氏を姫路市農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定致します。 次に、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号(P1)を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕  この度は、非農地確認の申請が1件提出されております。 調整区域の書写の田[ ]につきまして、「平成12年以前より、地蔵尊敷地として利用している」との申請です。 現況は、申請どおりの内容となっており、担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第3条の規定による許可申請について〕 議案第2号(P2~P4)を説明する。  農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、16件の申請が提出されております。2番、3番、5番、15番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、8番が農地所有適格法人であるほかは、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、7番が約21.2kmであるほかは、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。 それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。 1番から4番につきましては、現在耕作面積が0m <sup>2</sup> の新規農家の方の案件で

す。

まず1番です。

網干区坂上の田[REDACTED]につきまして、網干区坂上の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、中南部地区農政協議会では「農業経験があるため、新規農家の事情聴取は必要なし」との意見となっております。

2番です。

野里の田[REDACTED]につきまして、西新在家の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、中南部地区農政協議会では「農業経験があるため、新規農家の事情聴取は必要なし」との意見となっております。

3番です。

四郷町東阿保の畑[REDACTED]につきまして、四郷町東阿保の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>ですが、北東部地区農政協議会では「面積が小規模で自家用野菜であり、農業経験があるため、新規農家の事情聴取は必要なし」との意見となっております。

4番です。

香寺町恒屋の田2筆[REDACTED]につきまして、神戸市の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人は現住所から集落地内の空き家に転居予定となっております。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>であり、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

5番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

5番です。

大津区真砂町の畑[REDACTED]につきまして、福中町の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は357m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「季節野菜、果樹」となっております。

6番です。

相野の田2筆[REDACTED]につきまして、西脇の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は4,976m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

7番です。

林田町中構の田[REDACTED]につきまして、香寺町須加院の[REDACTED]が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は6,543m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

8番です。

安富町狭戸の田2筆[REDACTED]につきまして、農地所有適格法人の要件を満たしている[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は193,466m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、[REDACTED]から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、耕作面積は1,329m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

10番です。

豊富町豊富の田2筆[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]

が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は4, 503m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番12番です。

豊富町豊富の田2筆[REDACTED]と[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]と豊富町豊富の[REDACTED]から、「交換したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積はそれぞれ3, 110m<sup>2</sup>と1, 449m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物はどちらも「露地野菜」となっております。

13番です。

別所町佐土新の田[REDACTED]につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は71, 597m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

14番です。

別所町佐土の田[REDACTED]につきまして、別所町佐土の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は3, 833m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

四郷町山脇の田[REDACTED]につきまして、四郷町山脇の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は12, 612m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

香寺町中仁野の田[REDACTED]につきまして、香寺町中仁野の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は4, 525m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

・・・。

事務局に尋ねますが、3番の「うち9. 6m<sup>2</sup>4条同時」について説明してください。

事務局

これにつきましては、申請地内に9. 6m<sup>2</sup>のコンクリートで舗装された箇所があり農機具置場として使用されていたそうですが、転用の手続きがなされておりません。このままでは許可要件の全部耕作要件に抵触しますので、本来なら農地に復元していただく必要がありますが、今後も農機具置場として使用したいとのことであったので、あらためて転用届出をしていただき、これについてはすでに受理済みとなっています。

議長

ほかに、なにかございますか。

・・・。

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

議長

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。  
次に、1番から4番の新規農家の事情聴取についてですが、各地区協議会の意見もありましたので、1番から3番につきましては耕作実績があるということですので事情聴取を行わない、4番につきましては事情聴取を行う、ということでおろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、4番につきまして新規農家の事情聴取を行うこととします。

それでは続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号（P5～P6）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。

4番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区宮内の畠[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「使用貸借権で借り受けて、農家住宅、農業用倉庫、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積[REDACTED]の農家住宅を建築し、面積[REDACTED]の農業用倉庫と車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金及び融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請予定となっております。

2番です。

的形町的形の畠[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「譲り受けて、ドッグラン用地にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

3番です。

書写の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「譲り受けて、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、近隣で工作所を営んでいる譲受人が、来客者用及び従業員用露天駐車場として使用するほか、近隣の住民に貸すための貸露天駐車場として、計21台分を整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、となっております。現況は、すでに一部が露天駐車場となっており、このことにつきまして始末書が添付しております。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

4番です。

夢前町前之庄の田[ ]につきまして、[ ]が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、出力50kW未満の小規模太陽光施設となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請が申請済み、景観計画区域内の行為が届出済みとなっております。

5番です。

山田町南山田の田[ ]につきまして、[ ]が、「譲り受けて、進入路、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、自宅へ狭い進入路を拡張すると共に1台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

6番です。

別所町佐土の畑[ ]につきまして、[ ]が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他の農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、従業員の増加及び来客用駐車場が手狭となったことから、19台分の露天駐車場として利用する計画となっております。現況はすでに転用済で、このことにつきまして始末書が添付されております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

3番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの岡本委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

岡本委員

報告します。

申請地は、県道5号線から北に一本入った道路沿いにあり、すぐ西は市街化区域に接する農地となっています。このあたりは市街化区域と調整区域が入り混じった様なところだとのことで、市街化区域のような感じがしました。現地は、何年も耕作していない耕作放棄地で、一部はすでに地が上がって駐車場として使用されているとのことで、隣接農地は北側だけですが特に影響等は考えられず、現地調査班で協議の結果許可相当と判断しました。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

それでは、承認することでよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。  
次に、議案第4号「畠地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P 6）を説明する。  
〔畠地転換届について〕

畠地転換届について、この度は、2件の届出が出ております。

1番です。

網干区坂出の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] から「水利の便が悪く、  
水稻耕作に適さないため」との届出です。造成後の作付作物は「大根、イチゴ」  
となっております。

2番です。

広畠区西蒲田の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] から「周囲が宅地化  
し、水稻耕作が困難となったため」との届出です。造成後の作付作物は「露地野  
菜」とっております。

どちらの案件も、各担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問  
題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

それでは、承認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説  
明をお願いします。

事務局

議案第5号（P 7）を説明する。  
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

案件の説明に入る前に、修正がありますのでお伝えします。1番の案件につ  
きまして、4番の申請面積 614 m<sup>2</sup>のうち 8 m<sup>2</sup>の除外がありましたので、申  
請面積が 606 m<sup>2</sup>となります。

それでは、案件の説明に移ります。

1番です。飾磨区中島の [REDACTED] が所有されていました市街化区域の農  
地 4 筆を、同居の子であります [REDACTED] が相続するというものです。農地  
の利用状況は、1番から3番は水稻、4番は野菜を栽培しています。また、4  
番におきましては、作物以外を栽培している面積は除外して申請されています。  
中南部地区農政協議会では証明書発行が適当であるとご意見をいただいて  
います。

2番です。飾磨区中島の [REDACTED] が所有されていました市街化区域の農  
地 15 筆のうち 1 筆を、同居の子であります [REDACTED] が相続するというも  
のです。なお、この度の申請地を除く 14 筆につきましては、6月に申請が提  
出されて、審議の結果すでに資格証明書を発行しております。今回の申請地に  
つきましても、6月に申請が提出されておりましたが、果樹と雑木が混在する  
など適切に管理されているとは言い難い状態となっていたことから、不適切で  
あるとの判断で証明発行はしておりませんでした。この度の再申請に伴い、あ  
らためて地区担当委員とともに現地を確認しましたが、依然変わりない状態で

あり、委員より現状では不適切であると指摘をいただきました。また、中南部地区農政協議会では証明書発行は不適切であるとのご意見をいただいています。

説明は以上です。1番については適格者証明書を発行すること、2番については適格者証明を発行しないことの可否について、ご協議いただきますようお願いいたします。

議長

1番と2番を分けて審議したいと思います。

まず1番について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

それでは、ご意見等ないようですので、1番について、承認とすることでおろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

続きまして2番についてですが、中南部地区では適格者証明を発行しないとの意見となっていますが、どなたか、経緯の説明をいただけませんか。

青田委員

私は、6月の審議のときに地区担当として携わりましたので、その際のことをお伝えします。6月に事務局と申請地を見させていただいたときには、果樹と雑木が混在している状態で、果樹は植わっているのですが剪定された形跡はなく手入れされておらず伸び放題に放置されており、見るからに栽培しているとは言い難い状態でした。相続税の納税猶予とは、本来亡くなられた方が生前農業をしていたのを引き続き農業をするからということで認められる制度ですから、この条件にあてはまらないと判断しました。現在も変わりがないということであれば、不適格であると判断されます。

大西委員

地区担当として、事務局と一緒に現地を見させていただきましたが、状況は変わっていないと言えます。果樹と雑木が混在している状態で、管理もされていない様子で、さらに、中にはゴミも散見されました。これでは農業を営んでいるとは言い難いと思います。

議長

それでは、2番について、適格者証明を発行しないということについて賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

(18名の挙手)

議長

では、多数決により、適格者証明を発行しないということに決定いたします。

次に、議案第6号「令和5年度農地パトロール実施要領の策定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P8)を説明する。

[令和5年度農地パトロール実施要領の策定]

例年実施しています農地パトロールにつきまして、今年度の実施要領をお手元との資料のとおり作成しました。

農地パトロールにつきましては、1に列挙しています内容を目的として毎年実施しています。今年の実施地域・ご担当いただく委員さんにつきましては2(1)の通りとなります。委員・推進委員各1名事務局2名の計4名を一班とし、

合計6班編成しています。例年地区農政協議会実施の午前中としていましたが、今年度は各委員さんと協議しまして、ご都合のよろしい日で予定しています。今年は特に遊休農地の調査に重点を置いて実施することとし、パトロールで遊休農地と判断した場合は、事務局で農地法の規定に基づき所有者に指導する予定です。

説明は以上です、農地パトロールについて資料のとおり実施することの可否についてご審議願います。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、特にないようですので、議案第6号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P9)を説明する。

[農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について]

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、8月にご審議いただきました新規農家3件の事情聴取を、9月6日に実施していただきました。当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しております。

なお、8月にご審議いただいた案件のうち、香寺町香呂の[ ]については、申請人の都合が合わず、調整の結果10月4日に改めて実施することとなりましたので、報告いたします。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの吉田委員から発表をお願いします。

吉田委員

3名の方の1名1名とお話をさせていただき、3名とも農業意欲に問題はないとの判断いたしました。以上です。

議長

報告ありがとうございます。

なにか、ご意見ご質問等ありますか。

・・・。

各委員

特にないようですね。

ここで私から提案があるのですが、この「事情聴取」という言葉が威圧感を与えるのではないかとの複数の意見がでております。事務局とも検討いたしまして、これを「聞き取り調査」という名称に変えてはどうかと考えております。このことに同意いただけますでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、今後は「聞き取り調査」とさせていただきます。

事務局

ますので、よろしくお願ひします。

次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

報告第2号（P10～P11）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、8月14日から9月7日の間に受け付けたもの、9件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

なお、4番の案件ですが、農区水利同意書の添付がなく、その代わりに理由書が添付されています。その理由は「水利組合長兼農区長が長期入院されており、退院の予定も不明のため、同意をもらえない。」とのことです。法定添付書類は添付されており、提出しない理由が周辺の農業上の問題ではなく、担当委員と現地調査を行い担当両委員の了解が得られたことから、姫路市農業委員会申し合わせ事項「農区長同意が添付されていない農地転用届について」に基づき、事務局長専決により受理書を交付しておりますことを報告いたします。

以上です。

議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P12～P16）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、8月14日から9月7日の間に受け付けたもの25件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

特にないようですので、確認といたします。

次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P19～P21）を説明する。

〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が4件、使用貸借契約の解約の通知が2件ございました。

うち、利用権に該当するものは1件です。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「離作料金の支払い」が2件、「無償」が2件となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。

次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P19）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、8月において6件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。

以上で、本日の議題は、すべて終了しました。

全体を通して、何かござりますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時30分・終了)

議事録署名委員

(議長)

田靡仁志

---

(署名委員)

岡本富博

---

(署名委員)

船引政則

---